

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画
策定協議会運営規程の改定について

新旧対照表（抜粋）

現 行
第 6 条 3 幹事会に、幹事長を置き、 <u>兵庫県農政環境部環境管理局长</u> を充てる。
改 正 案
第 6 条 3 幹事会に、幹事長を置き、 <u>兵庫県環境部次長</u> を充てる。

兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会運営規程

令和 5 年 7 月 25 日

（目的）

第 1 条 この規程は、兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成 4 年兵庫県条例第 45 号）第 8 条の規定に基づき、兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（議長）

第 2 条 会長は、議長として協議会の議事を運営する。

（代理）

第 3 条 委員が事故その他やむをえない理由により協議会に出席できないときは、委員の所属する関係機関の役員又は職員を代理人として協議会に出席させることができる。

（参考人）

第 4 条 協議会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を徴するものとする。

（正副会長の部会への出席）

第 5 条 協議会の正副会長は、部会に出席することができる。

（幹事会）

第 6 条 協議会の幹事をもって、幹事会を構成する。

2 幹事会は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し、事務を推進する。

3 幹事会に、幹事長を置き、兵庫県環境部次長を充てる。

4 幹事長は、幹事会の議事を運営する。

5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事が、幹事長の職務を代理する。

（部会等における準用）

第 7 条 第 2 条から第 4 条までの規定は、部会及び幹事会の運営について準用する。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で定める。